

市議会
定例会

消費税の引上げによる料金改正など26議案が可決

■問い合わせ 総務課 行政係 ☎75-2112

多久市議会12月定例会が、12月4日から12月18日までの15日間の会期で開かれ、26議案が審議・可決されました。主なものは次のとおりです。

- ▼ **多久市公民館施設使用条例等の一部を改正する条例**
消費税率の引上げが予定されていることから、公民館等の使用料について、消費税等相当額の引上げを行うため、条例を改正するものです。
- ▼ **多久市総合運動場条例の一部を改正する条例**
消費税率の引上げが予定されていることから、総合運動場等の使用料について、消費税等相当額の引上げを行うため、条例を改正するものです。
- ▼ **多久市国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例**
消費税率の引上げが予定されていることから、市立病院の使用料および手数料について、消費税等相当額の引上げを行うため、条例を改正するものです。
- ▼ **多久市下水道条例等の一部を改正する条例**
消費税率の引上げが予定されていることから、下水道等の使用料について、消費税等相当額の引上げを行うため、条例を改正するものです。
- ▼ **多久市水道事業給水条例の一部を改正する条例**
消費税率の引上げが予定されていることから、水道の料金について、消費税等

相当額の引上げを行うため、条例を改正するものです。

▼ **多久市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例**
子どもの医療費の助成対象年齢を満18歳までに上げるため、条例を改正するものです。

▼ **財産の無償譲渡について**
旧多久市立南部小学校跡地を有効活用するため、南部小学校跡地で事業を行う者に対し建物を無償譲渡するための提案です。

▼ **平成25年度一般会計補正予算(第5号)**
補正予算の主なものは、定住促進補助金の増額、ふるさと応援事業での電気自動車購入等、後期高齢者医療給付費負担金の増額、保育所運営負担金の増加、多久市消防団西多久分団2部格納庫の移設充実に要する経費、平成25年8月発生の豪雨による農地、農業用施設の災害復旧に要する経費など。

今回、一般会計の歳入歳出予算は、それぞれ3億1121万8千円の増額補正を行い、予算総額は124億2250万2千円で前年度比6・7%の減となりました。

平成26年度から給食費を改定します

■問い合わせ 学校給食センター ☎71-2036

多久市学校給食センターでは、消費税率の引上げなどを考慮して、平成26年度から給食費の改定を行います。改定率は、月額で小学校100円(2.78%)、中学校120円(2.79%)を増額します。

(現行)

区分	日額	月額	年額
小学校	220円	3,600円	39,600円
中学校	263円	4,300円	47,300円



(改正後)

区分	日額	月額	年額
小学校	226円	3,700円	40,700円
中学校	270円	4,420円	48,620円

※ただし、小学1年生については給食開始が遅いため、4月分のみ2,050円

ジェネリック医薬品に関するお知らせ

佐賀県後期高齢者医療広域連合(連合長:多久市長)では、現在服用されているお薬をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えられた場合に、お薬代の自己負担額をどのくらい軽減できるか試算した差額通知ハガキを「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」として、平成26年1月31日に発送しています。

■通知対象者

該当月に処方された先発医薬品を、ジェネリック医薬品に切り替えられた場合に、1か月あたりの自己負担額の軽減が一定額以上見込まれる人が対象です。

※必ずしも全員には届きません。

■通知の記載内容

1. お薬代(金額)のみ表示しています。
2. ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。

■問い合わせ先

佐賀県後期高齢者医療広域連合
業務課 給付係 ☎64-8476